

支援策	概要	主な条件
後期高齢者 医療保険料の減免	前年所得の額に応じて算出される減免割合（2割～10割）を保険料額に乗じて得た額を減免する ※令和2年2月1日～令和3年3月31日の間に納期限が設定されているもの ※申請方法等の詳細については8月にお送りする令和2年度の保険料通知や、7月号にてお知らせします。	①主たる生計維持者が新型コロナウイルスで死亡または重篤な傷病を負った世帯 ②主たる生計維持者の事業収入等のうち、新型コロナウイルスの影響でいずれかの減少が見込まれ次の全てに該当する世帯 ・事業収入等の減少額が前年のその収入の3割以上 ・前年の所得が1,000万円以下 ・減少が見込まれる事業収入等以外の前年所得が400万円以下
国民年金保険料 免除等	所得の見込みにより ・全額免除 ・一部免除 ・納付猶予 ・学生納付特例	新型コロナウイルスの影響により収入の減少、相当程度の所得低下が見込まれる者 適用期間：当面、令和2年2月～6月

●問い合わせ先 税務町民課 ☎62-2112

介護保険料の 減免	前年所得の額に応じて算出される減免割合（8割・10割）を保険料額に乗じて得た額を減免する ※令和2年2月1日～令和3年3月31日の間に納期限が設定されているもの	①その属する世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルスで死亡または重篤な傷病を負った第一号被保険者 ②新型コロナウイルスの影響で主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の全てに該当する第一号被保険者 ・事業収入等の減少額が前年のその収入の3割以上 ・減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年所得が400万円以下
--------------	---	---

●問い合わせ先 福祉こども課 ☎62-2210

上下水道使用料等の 支払猶予、分割納付	猶予期間：4か月（最長） ※分割納付等の相談に応じる	①新型コロナウイルスの影響により収入が減少し、支払が困難であること ②個人及び法人など感染症の影響により離職している方
------------------------	-------------------------------	--

●問い合わせ先 上下水道課 ☎62-2119 または ☎62-2348

就学援助制度 (現行制度適用)	学用品や学校給食費、就学に必要な費用の一部を補助	町民税、個人事業税、固定資産税、国民健康保険税等の免除を受けた方で、小中学校の児童・生徒を就学させることが経済的な理由で困難となった保護者
--------------------	--------------------------	---

育英資金貸与資金の 返済猶予	猶予期間：1年（最長）	①新型コロナウイルスの影響で収入が減少し貸与資金返還が困難と認められる場合 ②育英資金の貸与を受けた奨学生
-------------------	-------------	--

●問い合わせ先 教育課 ☎62-3459

## 新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの皆様へ

# 【各種支援制度についてまとめました】

新型コロナウイルス感染症により経済的な影響を受けた皆様に向け、町では関係機関が実施している各種支援制度をまとめた一覧表を作成しました（行政区回覧のほか、町ホームページでご覧いただけます）。今回は、その中から税金や保険料など、町民の皆様の生活に密接に関わるものについて抜粋してご紹介します。

支援策	概要	主な条件
地方税の 徴収猶予	以下の税目について、1年間の徴収猶予を設ける ・個人町県民税（住民税） ・法人町民税 ・固定資産税 ・国民健康保険税 ・軽自動車税	①新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること ②一時に納付し、または納入を行うことが困難であること
国民健康保険税の 減免	前年所得の額に応じて算出される減免割合（2割～10割）を保険料額に乗じて得た額を減免する ※令和2年2月1日～令和3年3月31日の間に納期限が設定されているもの	①主たる生計維持者が新型コロナウイルスで死亡または重篤な傷病を負った世帯 ②主たる生計維持者の事業収入等のうち、新型コロナウイルスの影響でいずれかの減少が見込まれ次の全てに該当する世帯 ・事業収入等の減少額が前年のその収入の3割以上 ・前年の所得が1,000万円以下 ・減少が見込まれる事業収入等以外の前年所得が400万円以下

●問い合わせ先 税務町民課 ☎62-2114

住宅ローン控除の 弾力化	住宅ローンを利用して新築・購入した住宅で、住宅ローン控除の3年延長適用期間（令和2年12月までの入居開始）に入居できなかった場合でも、適用を広げる	①住宅ローンを利用して住宅を新築、購入、増改築すること ②新築の場合は令和2年9月末、その他の場合は令和2年11月までに契約を行っていること ③令和3年12月末までに入居していること
-----------------	---	---

●問い合わせ先 須賀川税務署 ☎75-2194 または 税務町民課 ☎62-2114